

「国公立高等学校等奨学のための給付金」の

申請案内

今年度の「国公立高等学校等奨学のための給付金」の申請について

「国公立高等学校等奨学のための給付金」(以下「奨学のための給付金。｣は、生徒の授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、府内在住の生活保護世帯、課税・非課税世帯(所得要件有)に給付する制度です。

今年度の「奨学のための給付金」の申請案内について、今週、受給資格のある生徒・保護者の皆さんに郵送しました。

- 「奨学のための給付金」の申請は、申請要件に該当している保護者が、紙の申請書(通帳の写しの貼付が必要。)に必要な公的な証明書類などを添えて、次の期限までに学校事務室あてに提出してください。

※申請書などの様式、説明資料は別添 PDF のとおり。(通常申請と前倒し申請の様式、説明資料は郵送でも送付済)

・**通常申請** (提出期限)R8 年 8 月 7 日(金)

・**前倒し申請**（提出期限）R8 年8月 7 日(金)

※前倒し申請は年額の1/4 だけを 10 月支給とするもの。

残り 3/4 の受給のためには通常申請も併せて申請が必要。

・**家計急変支援申請**（提出期限）

（7 月 1 日までの家計急変の場合）R8 年 10 月 16 日(金)

（7 月 2 日以降の家計急変の場合）R8 年 12 月 14 日(月)

※家計急変支援申請は、府内居住の保護者等が R7 年 12 月 2 日～
R8 年 12 月 1 日までの間に、負傷、疾病、経営状況の悪化で離職
（自己都合退職を除く。）・休職・廃業・収入減が発生した場合（離婚・
死亡は対象外）の申請手続。申請には、説明資料に記載の公的書類
や勤務先の証明（事業主の場合は税理士・公認会計士の証明）の書
類が必要。

【支給対象者についての補足説明】

・「奨学のための給付金」の受給を受けるには、高等学校等就学支援金等
の受給資格があることが要件になります。

※ 就学支援金等の受給資格➡本校と前に在籍した高校での在学

期間が48か月以内(全日制在籍期間は 4/3 を乗じた期間)、申

し込み単位数が74単位以内であることが必要。

また、「奨学のための給付金」の受給の回数は通算 4 回まで(学び直し支援金受給者は追加 2 回まで)です。

- ・保護者等が大阪府内に在住する必要があります。
- ・その他詳細は、各申請の説明資料をご覧ください。

【R8 年度提出書類についての補足説明】

- ・R8 年度手続きから、「国籍等確認書類」が追加されました。

ただし、R8年 4 月に就学支援金の申請をした場合は、原則提出不要です。

【その他】

・奨学のための給付金の支給が認定された場合でも、支給の時点で、生徒協議会費、後援会費などの学校徴収金に未納があった場合は、未納額の支払いにあてた残額を支給します。